

6月は環境月間

身近なことから始めよう 地球にやさしいエコライフ

地球温暖化が問題になっていきます。環境月間を機会に、「ご家庭で、職場で地球にやさしいこと」はじめましょう。

地球温暖化をできるだけ食い止めるには温室効果ガスの排出を削減する必要があります。

身近にできる取り組みとして、次のようなことがあります。

1. 無駄なアイドリングをやめる。
2. 車の運転を控える。
3. 車に無駄な荷物を積まない。
4. エアコンの使用を控える。
5. 待機電力をストップさせる。
6. 風呂の残り湯を洗濯に使う。
7. 炊飯ジャーの保温を控える。
8. 買い物袋を持参する。
9. なるべくごみを出さない。
10. ごみはきちんと分別して出す。

この機会にどんどん地球に優しい生活を実践しましょう。

3Rを実践しましょう。

- リデュース 〓ごみを減らす。
- リユース 〓もう一度使う。
- リサイクル 〓再生し再利用する。



資源物回収への取り組み

市では、継続的に資源物回収を行っている公共的な団体に対し、1kg当たり5円の補助を行っています。

平成19年度は、43団体が参加し、558tの資源物を回収していただきました。平成18年度と比較すると、12%の増加となりました。ありがとうございます。

本年度も、再資源化にご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

神崎市役所 環境課

☎ 37-0112

環境に対する取り組みを募集します

7月に開催される北海道洞爺湖サミットを控え、地球温暖化をはじめとする環境への関心が高まっています。あなたの環境に対する取り組みを市報で紹介しませんか。

◎対象

市内の個人、団体または企業などが行う環境に対する先進的な取り組み（ただし、営利目的の活動を除く。）

(例)

- ・環境に配慮した家屋設計
- ・各種サークルのエコツアー
- ・工場廃棄物の社内リサイクル

皆さまの声を

お聞かせください！

夜の市長室

5月は、千代田総合支所で行いました。6月は、都合により休みます。

◎今後の予定

とき	ところ
7月1日(火)	脊振総合支所
8月5日(火)	神崎市役所

午後6時から8時まで

※1人30分程度でお願いします。

◎募集件数 5件程度
◎応募締切日 6月30日(月)
ただし、募集件数に達し次第締切る場合があります。

◎応募・問い合わせ先

神崎市役所 政策推進課

☎ 37-0102

Eメール

kikaku-02@city.kanzaki.lg.jp

電話またはEメールで直接ご連絡ください。随時取材をさせていただきます。

皆さまの意見を市政へ

皆さまの意見を広くお聞きするため、神崎市役所、千代田総合支所、脊振総合支所の各庁舎入口に意見箱を設置しています。

4月中は市政に関する意見が3件、職員に関する意見が1件寄せられました。

皆さまからいただいた意見を大切にしながらよりよい神崎市に向けて取り組みます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 秘書広報課

☎ 37-0088

6月1日、

改正道路交通法が施行されます。

◆普通自転車の歩道通行ルールの変更

自転車は、車道通行が原則ですが、次のとおり歩道通行可能要件が明確化されました。

歩道通行できるのは、道路標識等で指定された場合、運転者が、児童、幼児、70歳以上の高齢者などの場合、車道または交通の状況からみてやむを得ない場合



◆児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用、保護者の努力義務化

児童、幼児を保護する責任のある方は、児童または幼児を自転車に乗車させるとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

◆後部席など運転席・助手席以外の席でもシートベルト着用が完全義務化



改正前は、運転者の努力義務だった助手席同乗者以外の同乗者(後部席などの同乗者)のシートベルト着用が、改正後は、完全義務となります。

運転者は自動車を運転する際には同乗者全員にシートベルトを着用させなければなりません。

◆聴覚障害者の免許取得「可」の範囲拡大、「聴覚障害者標識」の表示が義務化

運転免許を取得することができなかつた一部の聴覚障害者について、車両にワイドミラーを

装着することなどを条件として普通免許を取得することが可能になります。
政令で定める程度の聴覚障害者で免許に条件を付された運転者が、普通自動車を運転するとき、その車に「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

◆「高齢運転者標識」の表示、75歳以上は義務化



75歳以上の方は、高齢運転者標識」の表示が義務化されます。70から74歳の方で身体機能の低下などで運転に不安がある方は、「高齢運転者標識」を表示するよう努めなければなりません。

◎問い合わせ先

神埼警察署

☎ 5212114

国民年金の免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料の免除・猶予制度」があります。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付が免除・猶予されます。



国民年金マスコット
ハッピーちゃん

○申請免除制度（全額免除・一部納付）

……全額免除・1/4納付・半額納付・3/4納付の4種類があります。

- ① 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の方が対象となります。
- ② 申請をして承認をされると、保険料の納付が全額免除、または1/4納付などの一部納付となります。
- ③ 承認期間は7月から翌年6月までです。

※一部納付（1/4・半額・3/4納付）の承認を受けた方は、月額の一部保険料を必ず納めないと保険料未納期間となります。

○若年者納付猶予

……30歳未満の方に限り利用できます。

- ① 本人、配偶者の前年所得が一定額以下の方が対象となります。（世帯主の所得は審査の対象外）
- ② 申請をして承認をされると、保険料の納付が猶予されます。
- ③ 承認期間は7月から翌年6月までです。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎ 37-0115